

第71回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和3年12月21日(火) 開会14時00分 閉会15時25分

場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

(1) 生活保護システムの機能拡張及び訪問支援システムを搭載したタブレット端末の導入に係る個人情報の保護について 【福祉部 生活福祉室】

(2) 校務支援システム等校務システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る個人情報の保護について

【学校教育部 教育センター、学校教育室、教育政策室、保健給食室、教職員課、学務課、生活福祉室】

2 その他

<委員>

出席：(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美 廣瀬 恵美子

宮前 正利 宮本 修

欠席：坂元 耕兵 平山 雄一

<実施機関(説明者)>

案件(1)：生活福祉室 (参事) 西本 志月 (主任) 山口 貴大

案件(2)：教育センター (所長) 草場 敦子 (参事) 小西 正晃 (主幹) 中野 辰晃

(主査) 西口 拓

学校教育室 (参事) 岸本 千春 (主任) 熊本 剛士

教育政策室 (参事) 木村 匡志

保健給食室 (主査) 行武 勇

教職員課 (課長) 金崎 栄一 (主幹) 浦 憲太 (主査) 佐竹 和英

学務課 (課長) 曾我 淳子 (課長代理) 各務 琴絵

生活福祉室 (参事) 小林 一生

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

1 諮問内容

(1) 対象業務

生活保護システムの機能拡張及び訪問支援システムを搭載したタブレット端末の導入業務

(2) 概要

ア 目的

現行の生活保護業務においては、生活保護受給者（以下「受給者」という。）の情報については、生活保護システムで管理していますが、ケースワーカーが受給者宅を訪問し、生活実態調査を行う際は、その情報をノート等にメモして持ち出すことは紛失等の漏えいリスクを避けるため、行っていません。そのため、家庭訪問の際に必要な情報は、ケースワーカー自身の記憶に頼ることとなります。

しかし、常にそうした取組みで対応できているわけではなく、帰庁後に聴取漏れがあったことに気づき、受給者と電話でのやり取りが必要となることもあります。

そこで、訪問支援システムを搭載したタブレット端末を導入するとともに、生活保護システムの機能拡張を行い、訪問支援システムと連携させることで、セキュリティ対策を施した受給者情報の持ち出しを可能とするものです。

イ 効果

(ア) 十分なセキュリティ対策を施すことにより、受給者情報の持ち出し時の安全性の向上に寄与します。

(イ) 家庭訪問時に、訪問支援システムに取り込んだ受給者情報を参照することにより、受給者に対してより適切かつ正確な支援・指導を行うことが可能になります。

(ウ) 訪問支援システムのカメラ機能により、家庭訪問時に、収入申告に必要な給料明細や年金通知はがき等の挙証資料などを、その場で撮影し、画像データとして取得することが可能となります。（取得したデータは、帰庁後、生活保護システムに格納します。）

(3) 諮問理由

生活保護システムの機能拡張により、新たに取り扱う個人情報が発生するとともに、同システムと連携可能な訪問支援システム（タブレット端末）を新たに導入することが、吹田市個人情報保護条例第12条に該当し、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： タブレット端末のパスコードの設定方法について説明してほしい。

実施機関： パスコードにつきましては、タブレット端末単位に設定し、「半年に1回」もしくは「生活福祉室の職員（ケースワーカー以外の職員も含む）に人事異動があった際」、変更を行います。

委員： タブレット端末返却時に、「データ消去の実施」と「データ消去済みの確認」を行うものとする。それも管理簿に記載し記録するべきではないか。

実施機関： タブレット端末返却時には、必ず生活保護システムにアクセスし、タブレット端末から生活保護システムへのデータの移行処理を行います。その際、タブレット端末上のデータはすべて消去される仕様になっており、上記の移行処理を行った時刻を、貸出簿の「返却時間」に記載する扱いとしますので、「データ消去の実施」については記載欄を設ける予定はありません。

また、「データ消去済みの確認」については、貸出簿に新たな欄を設け、上記の移行処理が行われたことを確認した職員（上記の移行処理を行った職員以外の職員）がサインをする運用に変更します。

委員： タブレット端末を携行したまま直行又は直帰することはないのか。

実施機関： タブレット端末を持ち出した際は、必ず帰庁して返却する運用とします。

委員： タブレット端末に訪問予定の受給者以外の情報は取り込まないとのことだが、訪問予定が変更になることもあろうかと思う。そうした場合、全受給者情報を格納しておいた方が利便性は高いのではないか。

実施機関： 受給者宅への訪問にあたっては、基本的には事前に計画を立てて行います。訪問する可能性がある受給者情報は、タブレット端末に取り込んで外出することになります。

委員： 諮問根拠は、条例第12条とのことだが、第12条の第1項のみに基づくものか、第3項も含めたものか。

実施機関： 条例第12条第3項も含めてお諮りしたいと考えています。

委員： 生活保護システムとタブレット端末間で情報連携を行う際、有線接続により実施することとのことだが、なぜ有線接続で行うのか。

実施機関： 生活保護システムとタブレット端末間での情報連携については、無線接続により行うという選択肢もありました。しかし、有線接続によることで、ある職員が受給者情報をタブレット端末に移行させている状況を、周りの職員がひと目で確認できるという仕組み自体が、ひとつのセキュリティ対策になると考えました。

委員： タブレット端末の設定は、管理者権限がある者だけが設定できるものなのか。それとも、持ち出す者が自由に設定を変更できたりするのか。

実施機関： パスコードは管理者が設定します。また、使用できるアプリケーションを追加することができない設定としますので、訪問支援システムのみ使用できる端末となります。

委員： タブレット端末は、(Wi-Fi に) 無線接続できるのか。

実施機関： 端末機器自体は無線接続することが可能ですが、管理者権限で無線接続できる時間帯を深夜に限るなどの設定を行うことにより、現実的に業務時間中に無線接続ができないよう対応します。

委員： 1か月に1回、生活福祉室長がログ情報を確認するとあるが、ログ情報が大量になる可能性もある。本当に実行可能なのか。

実施機関： ログ情報が大量になった場合、室長ひとりでの対応は不可能と考えます。その際は、職員で分担し、確認作業を行いたいと考えています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件2 校務支援システム等校務システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る個人情報の保護について（継続審議）

【学校教育部 教育センター、学校教育室、教育政策室、保健給食室、教職員課、学務課、生活福祉室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

学校教育情報通信ネットワーク再構築

(2) 概要

ア 目的

現在の学校教育情報通信ネットワークは平成30年1月より稼働しており、ネットワーク内で使用するサーバを含む機器の使用契約が令和4年12月31日で終了します。

については、今回学校教育情報通信ネットワーク再構築事業として、新たなネットワークを構築します。また、働き方改革の一環として教職員の学校校務の軽減や合理化のため、校務システムの拡張として新たなシステムを導入することとします。

イ 効果

現在の学校教育情報通信ネットワークは、市役所本庁舎のサーバ室にセンターサーバを設置して運用しています。

今回新たに構築する学校教育情報通信ネットワークでは、令和2年から稼働している児童・生徒が使用するGIGAスクールネットワークと円滑に連携できるものとして、システム全般をクラウド化し、働き方改革を見据えた教職員が自宅からセ

キユアな環境で教材の作成や研究が行えるテレワークシステムを導入する等、機能の拡張を検討しています。

また、既に導入している校務システムの機能を拡張して新たなシステムを導入します。

【校務支援システムの更新】

【教職員人事情報・出退勤管理システムの更新】

【学校徴収金システムの導入】

(3) 諮問理由

現在、学校教育情報通信ネットワークで取り扱っている情報についてクラウド化を行うため、個人情報保護条例第 13 条 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当するため。

また、校務システムを拡張して複数の業務を電子計算機処理する計画のため吹田市個人情報保護条例第 6 条 同第 12 条に規定する新たな電子計算機処理の実施について諮問する必要があるため。

2 議事要旨（委員からの質問）

（実施機関から、学務課システムや現行の学校教育情報通信ネットワークの構築の際に、市立小中学校において要保護・準要保護情報を取扱うことについて個人情報保護審議会に諮問し、同意を得ていることについて報告があった。また、取り扱う個人情報の内容のうち「特別支援教育就学奨励費の受給開始月、終了月」が漏れており、同項目を追加したい旨の申し出があり、了承された。）

委員： 前回継続審議となった、生活保護の受給開始日・廃止日、就学援助費の受給開始月・終了月、児童手当の受給開始月・終了月について、個人情報保護条例第 9 条 届出等の規定に基づき、教育委員会が市長に届け出ていたのか。

実施機関： 現在学校が行っている学校徴収金の徴収等にかかる事務につきまして、個人情報保護条例第 9 条に規定する届出を提出しておりませんでしたので、令和 3 年 12 月 13 日付けで提出させていただきました。

委員： 今回の学校徴収金システム再構築に伴い、稼働開始前に事前に変更の届出を提出するのか。

実施機関： 学校徴収金システム構築に伴う同届出につきましては、稼働開始前に提出させていただきます。

委員： 稼働開始前に同届出を提出することのだが、提出について遺漏がないよう、どのように対策をされるのか。

実施機関： どこの部署が中心となって管理するかも含めて教育委員会で検討します。

委員： 学校によって徴収金の額は異なると思うが、教育委員会が一元的に徴収事務を行う

のか。

実施機関： 例えば、教材に何を使うかなどを決定するのは各学校ですので、学校によって徴収金の額は変わってきますが、事務的な徴収は教育委員会で行います。また、その旨を保護者等にも説明を行っていく予定です。

委員： PTA 会費については、会員・非会員の別や所得によって負担額が変わるが、これまで PTA と学校が連携してきた部分はどうか。

実施機関： 学校徴収金システムを導入後は、人によって異なる負担額の決定は学校にて行い、教育委員会は決定された負担額に基づき、徴収事務を行うこととなります。

委員： 未納者への対応はどうか。

実施機関： 基本的には教育委員会からアプローチしていく予定ですが、場合によっては学校に協力を求めることもあります。

委員： 資料 1 にある電子計算組織に係る個人情報の保護に係る条例第 11 条は、現行ではどの条例に当たるものか。

事務局： 現行の個人情報保護条例第 8 条に相当するものになります。

委員： 取り扱う個人情報のうち、条例第 6 条第 2 項に該当する項目はどれか。

実施機関： 「特別支援教育就学奨励費の受給開始月、終了月」が該当項目になります。

委員： 新しく制度が設計されて、それに伴い、新たに取り扱う個人情報が出てきた場合は、当審議会に改めて諮問するのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、学校徴収金システム稼働前に、学校徴収金事務に係る個人情報取扱事務開始届の変更手続きを適正に行うよう要請する。